

||| 研究ノート |||

ヘッジ会計に対する一考察
—FASB公開草案に対する検討—

山 下 訓

1) はじめに

今日、金融商品取引は、いわゆる派生金融商品（デリバティブズ）取引も含めて、個々の企業の経営活動、そして、その結果を写像している財務諸表にも大きな影響を与えている。同時に、金融商品取引によって想定される損失に対応するために、その損失を相殺するようなヘッジ活動を企業は行っている。派生金融商品とは、原資産もしくは基本資産から派生した金融商品であり、もちろん派生金融商品取引それ自体によって利益を得ようとするものでもあるが、金融市場の動向等を予測しつつ、原資産がさらされているリスクに対応するため、派生金融商品取引は利用されている。また、企業は経済環境の変動に対応するためにさまざまなヘッジ活動を当然行っているが、ここでは取り上げるものは、金融市場の変動から生じるリスクに関連する金融商品に限定する。

そこで、ヘッジ取引とは、ヘッジ対象の金融商品等の価格変動と高い相関で逆方向に変動すると想定される金融商品取引を行うことであるが、全ての事態を想定したヘッジ活動は実質上不可能である。全ての事態は想定できないし、また費用の制約もあるからである。派生金融商品取引の利用に長けた専門家であっても、1998年9月のLTCMの破綻などの例を出すまでもなく、全ての事態を想定できない。

したがって、限定された費用の中で実施されるヘッジ活動はある程度高い確率で発生する事態に限定せざるを得ない。その意味では、ヘッジ活動

を行っても、ヘッジそのものには限界があるのである。しかし、それを踏まえたうえで、ヘッジ活動を企業会計においてどのように認識・測定を行うかが問題となっている。すなわち、いわゆる取得原価主義会計の位置づけについては議論があるものの、取得原価主義会計の根底にある投資回収計算の観点に注目すると、ヘッジ活動への貨幣投下項目が、ヘッジ対象である貨幣調達項目及び貨幣・貨幣投下項目をヘッジしているかどうかは、財務諸表項目単独の問題ではなく、項目相互間の問題にも関連しており、いわゆる取得原価主義会計の認識・測定・伝達においても大きな影響を与えているからである。

そこで、有価証券の認識・測定が問われている今日、特に有価証券も含む金融商品および派生金融商品取引によるヘッジ活動を取り上げ、ヘッジ会計の位置づけを、ここではFASBの議論を通して検討していく。それは、FASBは1970年代から外貨換算会計を通じてヘッジ会計に取り組んでいるためである¹⁾。ここでは、FASBの金融商品プロジェクトが長期化している原因の一つがヘッジ会計の問題が絡んでいると考えられているので、1996年6月に公表された公開草案『派生金融商品および類似金融商品の会計、ならびにヘッジ活動の会計』(Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities)²⁾を、とりあえず、取り上げてヘッジ会計を考察する。なお、ここでは派生金融商品も金融商品の中に位置づけている。

2) ヘッジ会計

従来から企業は自社を取り巻く経済環境の急激な変動に対応するためにヘッジ活動を当然行ってきた。すなわち、経営者は資金調達面だけでなく、原材料の調達・製品および商品の販売等の局面においても取引先を分散化させ、更に製造販売する製品および商品の多角化させることにより、企業活動全体を通じて、リスクを回避させてきた。しかしながら、ヘッジ活動

という経済活動を従来の企業会計では、ほとんど想定していなかったため、認識・測定を行うかについては議論が分かれている。ただ、ここで取り上げるヘッジ活動とは、あくまでも個々の取引レベルにおけるものである。ヘッジ取引は、ヘッジ対象の金融商品の価値もしくはキャッシュ・フローとは完全にもしくは部分的に反対方向に変動することが想定されている金融商品を取得または開発することであり、このヘッジ取引に適用されるのがヘッジ会計であるとする。

したがって、まず、どのような取引がヘッジ取引であり、ヘッジ会計として処理すべきであるかどうかの規準が問題となる。すなわち、個別ヘッジ活動に該当するかどうかの条件であるヘッジ対象とヘッジ活動との関係

1) Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.80, "Accounting for Futures Contracts", 1984, par. 4-10.

Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.105, "Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk", 1990.

Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.107, "Disclosure about Fair Value of Financial Instruments", 1991.

Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.115, "Accounting for Certain Investments in Debt and Equity", 1993.

Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.119, "Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments", 1994.

Financial Accounting Standard Board, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, "Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities", 1996.

Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.130, "Reporting Comprehensive", 1997.

Financial Accounting Standard Board, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, "Using Cash Flow Information in Accounting", 1997.

2) FASB, ED, 1996.

の認定規準をどう設定するかの問題である。今まで考えられてきた規準は、ヘッジ対象が変動する金融市場リスクにさらされていること、ヘッジ対象の金融市場変動とヘッジ手段の金融市場変動とが高い相関関係にあること、ヘッジ手段がヘッジ対象のリスクを本当に減少させることなどである³⁾。すなわち、リスクにさらされているかどうかの判断に経営者の恣意性が介入しないか、高い相関関係性に対する判断などについて問題となっている⁴⁾。

同時に、当該取引がヘッジ取引に該当すると認識した場合には、測定の問題が生じる。測定によって認識可能な取引の範囲も大きく異なってくるため、特にヘッジ会計においては、認識と測定とが密接に連動しているのである。

3-1) 公開草案の四つのアプローチ

FASBの公開草案では、ヘッジ会計について、現行の実務を踏襲した繰延ヘッジ会計アプローチ、全金融商品を公正価値で測定するアプローチ、公正価値で値洗を行うヘッジ会計アプローチ (Mark-to-Fair-Value Hedge Accounting)、包括利益アプローチの四つの方法について検討しているが、公開草案ではそのどれを採用するかについては結論づけていない。

第一番目は繰延ヘッジ会計アプローチ⁵⁾である。ヘッジ対象の価格変動とヘッジ手段の価格変動との高い相関関係を前提としたうえで、資産や負債や確定コミットメントのヘッジに指定されたヘッジ手段としての金融商品の市場価額変動を、ヘッジ対象となっている資産または負債の繰越額(べ

3) FASB, SFAS No.80, 1984, Op. cit..

FASB, ED, 1996, Op. cit., par. 99-101.

4) Harold Bierman, Jr., L. Todd Johnson and D. Scott Peterson, "Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues, Financial Accounting Standard Board. 1991.

5) FASB, SFAS No.80, 1984, Op. cit., par. 4-9.

FASB, ED, 1996, Op. cit., par. 99-101.

ーシス)の調整として繰延べるとしている。

そして、ある意味でヘッジ活動で一番問題となる予定取引 (forecasted transaction or anticipated transaction) にも言及している。予定取引とは、発生することが期待されているが、確定した約定が存在していない取引である。予定取引に対してヘッジ会計の適用も認めている。将来に予定されている取引に対するヘッジ活動であるために、未だ行ってもいない取引に対してヘッジ手段の損益を計上することになる。そこで、予定取引のヘッジに指定されたヘッジ手段の金融市場の変動額は、ヘッジ対象の損益計上時に測定値を含めるとされている。

しかしながら、FASBは公開草案において、予定取引のヘッジに指定された派生金融商品の利得ないしは損失が、確実な将来の犠牲または将来の便益でない場合でも、負債または資産として報告されてしまうなどの、期間対応の欠如等の理由からこのアプローチを否定している。

二番目は全金融商品を公正価値で測定するアプローチ⁶⁾である。この方法を適用するとヘッジ会計は必要ない。混合属性をどのように測定するかという問題も生じない。その意味では単純な測定であるため、財務諸表の同一項目間の比較可能性を高められる。ただ、非金融資産および負債の公正価値ヘッジ等の扱いには言及していない。FASBは、現時点においては、金融資産および負債との評価の概念問題を解決する必要があるため、このアプローチを採用していない。

三番目の公正価値で値洗を行うヘッジ会計アプローチ⁷⁾は、派生金融商品とヘッジ対象との両方を公正価値で測定し、両方の公正価値の変動を同一期間に稼得利益として報告する方法である。この方法では、上記のアプローチ同様に混合属性の測定問題を排除できる。しかしながら、この方法でも非金融資産および負債の公正価値ヘッジ等の扱いについては言及していない。FASBは、この方法での稼得利益では、ヘッジと関連のないヘッジ

6) Ibid., pars. 87-91.

7) Ibid., pars. 92-93.

対象の公正価値の変動分まで反映してしまうという理由で、否定している。すなわち、派生金融商品の損失・利得を超えるヘッジ対象の利得・損失を計上してしまう可能性があるからである。

四番目の包括利益アプローチ⁸⁾は、派生金融商品を公正価値で測定して、トレーディング取引とリスク・マネジメント取引とのふたつに分類している。トレーディングとされた派生金融商品の利得と損失は、発生期間の稼得利益として認識し、一方、リスク・マネジメントとされた派生金融商品の未実現利得と損失は、実現するまで繰延べ、その他の包括利益の構成要素として報告し、実現した利得と損失については、稼得利益に報告する。

この方法では、派生金融商品とリスクとの相関関係の透明性を向上させ、経営者が望ましい期間に実現利得・損失を認識するよう派生金融商品の存続期間を設定すれば、資産、負債そしていくつかの予定取引に適用できる。

しかしながら、FASBは、このアプローチを否定している。リスク・マネジメントに分類された派生金融商品の全未実現利得・損失は、その他の包括利益で報告されるが、ヘッジ対象の相殺利得・損失は報告されない。その結果、その他の包括利益の変動性が高くなってしまい、期間対応ができない場合が多くなってしまう可能性が高いからである。

3-2) 公開草案の混合アプローチ

FASBは、上記四つのアプローチについて検討したが、結局、どれも採用することはなかった。上記の四つのアプローチ全要素を組み合わせた方法 (General Method of Hedge Accounting) を、公開草案では採用している⁹⁾。すなわち、全派生金融商品を貸借対照表で資産もしくは負債として認識し、公正価値で認識することを基本としている。

公正価値の変動すなわち利得または損失は、ヘッジであるかどうかによ

8) Ibid., pars. 94-98.

9) Ibid., pars. 102-103.

って会計処理を分類している。ヘッジに指定されない派生金融商品の公正価値の変動すなわち利得または損失は、その期間の稼得利益に認識する。一方、ヘッジについては、公正価値ヘッジ¹⁰⁾と、キャッシュ・フロー・ヘッジ¹¹⁾と、海外業務への純投資の外貨エクスポージャーのヘッジとに分けて扱っている。

公正価値ヘッジとされるものについては、ヘッジ手段とヘッジ対象との公正価値の変動を利得として認識し、一方、予定取引のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジとし、ヘッジ手段の公正価値の変動はその他の包括利益に含めるというアプローチを採用している。

公正価値ヘッジとは、ヘッジ対象である資産または負債の公正価値変動のエクスポージャーをヘッジするものである。公正価値ヘッジに指定され

10) Ibid., par. 12. 公正価値ヘッジの要件として、10の要件をあげている。(a) ヘッジ開始時におけるヘッジ手段と関連するヘッジ対象項目の正式文書の存在、(b) 派生金融商品の使用とリスク・マネジメント方針との一致、(c) ヘッジ対象項目の個別確認、(d) ヘッジ対象項目が単一の資産または負債か、類似資産または負債のポートフォリオであること、(e) 派生金融商品の公正価値変動がヘッジ期間を通じて、ヘッジ対象項目の公正価値変動すべてを実質的に相殺することが予想されること、(f) 各ヘッジ対象項目が報告稼得利益に影響を与える価格変動エクスポージャーであること、(g) ヘッジ手段が純粋引受オプションでないこと、(h) 繰延手数料等あるいは購入プレミアムやディスカウントの、ヘッジ対象項目への配分可能性、(i) ヘッジ対象項目が、FASB基準書第115号の満期保有証券等で規定されるものでないこと、(j) ヘッジ対象項目のキャッシュ・フローがキャッシュ・フロー・ヘッジとしてはヘッジされていないこと、である。

11) Ibid., par. 20. キャッシュ・フロー・ヘッジの要件としては8つの要件をあげている。

(a) ヘッジ開始時にヘッジ手段と個別に確認できるヘッジ対象の予定取引の正式文書の存在、(b) 派生金融商品の使用とその実体のリスク・マネジメント方針との一致、(c) ヘッジ手段が純粋引受オプションでないこと、(d) ヘッジ期間を通じて、ヘッジ対象取引のキャッシュ・フローの変動のすべてを実質的に相殺する累積純キャッシュ・フローを、派生金融商品が有していると予想されること、(e) 予定取引がほぼ確実になされ、価格変動エクスポージャーであること等、(f) 予測エクスポージャー取引であること、(g) 予定取引が公正価値で測定され、その変動が稼得利益に報告される資産の取得あるいは負債の引受でないこと、(h) 予定取引のキャッシュ・フローが、公正価値ヘッジでヘッジされる資産または負債とは関連性がないこと、である。

たヘッジ手段である派生金融商品の公正価値の変動は、稼得利益として認識されて、ヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ手段の公正価値の変動を相殺する範囲内でその期の稼得利益として認識される。そして、派生金融商品の全利得または全損失と、ヘッジ対象の相殺される損失または利得とを、同時に稼得利益に計上するか、派生金融商品の利得または損失をヘッジ対象のベーススの調整として繰延計上することになるのである。

それに対して、予定取引をヘッジ対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フロー変動のエクスポージャーをヘッジするものである。ただし、非金融商品は対象外としている。このキャッシュ・フロー・ヘッジに指定された派生金融商品の公正価値の変動は、その他の包括利益に含め、取引履行日に稼得利益に認識するものとされている。

このようにキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理が決定された理由は、ヘッジ手段たる派生金融商品の利得・損失の負債・資産としての繰延の概念的困難の回避やキャッシュ・フロー・ヘッジの有効性の反映などを確認しているからである。

4) おわりに 公開草案のアプローチの問題点

公開草案では、公正価値ヘッジとされるものについては、ヘッジ手段とヘッジ対象との公正価値の変動を利得に認識し、予定取引のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジとし、ヘッジ手段の公正価値の変動はその他の包括利益に含めるというアプローチを採用している。

従来の繰延ヘッジ会計が、対象とする市場価額の変動であるところの公正価値エクスポージャーに加えて、キャッシュ・フロー・エクスポージャーを導入することによって、予定取引にヘッジ会計を適用している。そして、公正価値ヘッジでは、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動をその発生期間に認識することによって、認識は早くなっている。

また、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段の公正価値の変動

は、その他の包括利益に含めて、予定取引履行日に稼得利益として認識する。

したがって、FASBの基本的方向は、派生金融商品のみならず、全金融商品を公正価値で評価することになり、利得・損失の早期認識範囲を拡大することになり、より弾力的な利得・損失の計上の可能性を内包している。

上記のようにFASBはこの公開草案では混合アプローチを採っている。そして、いわゆる時価の導入を図っている。しかしながら、時価導入の理論上の必然性を検討することが不足していることについて指摘しておきたい。ヘッジ会計を取得原価主義会計の中でどのように位置づけるかの問題とも関連しているが、企業会計をどこまで「過去会計」から「現在会計」に進展させることができるかにも関連している。すなわち、議論の分かれるところでもあるが、目的適合性と信頼性との調和を図りつつ¹²⁾企業会計にできるだけ未来志向を導入することにより、公正な会計情報を提供しながら、目的適合性をも満たす会計情報を提供することが望まれると思われる。すなわち、1966年の『基礎的会計理論』の登場以来、意思決定・有用性が盛んに言われてきたが、FASBの時代に入っても制度ということを考えると目的適合性だけでなく、信頼性が入ってきたように両者の調和が重要であると思われる。

その際、いわゆる取得原価主義会計では取得原価と時価とを対立するような概念で捉えているように思われるが、保有有価証券については取得原価主義会計の枠組みのなかでも、いわゆる時価すなわち保有利得を取り入れる可能性はあり、その理論上の必然性も検討されている¹³⁾

公正価値ヘッジやキャッシュ・フロー・ヘッジの導入により、ある意味で派生金融商品に時価すなわち保有利得が導入されるわけであるが、導入の仕方および全体の枠組みに関する議論については検討の余地があるよう

12) Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, "Elements of Financial Statements", 1985, par. 62.

13) 笠井昭次「有価証券にかかわる損益の本質」『会計』154巻5号, 1998.

に思われる。

参考文献

大塚宗春「ヘッジ会計の現状と課題」『企業会計』48巻1号, 1996.

笠井昭次『会計構造の論理』税務経理協会, 1994.

古賀智敏『デリバティブ会計』森山書店, 1996.

斎藤静樹「時価会計とヘッジ会計」『現代会計の潮流』税務経理協会, 1996.

白鳥庄之助他訳『ヘッジ会計 — 基本問題の探究』中央経済社, 1994.

津守常弘「概念フレームワーク研究の現代的視点 — その論理構造と現実的構造の再吟味」『企業会計』50巻12号, 1998.

森川八洲男「金融資産の時価評価 — 企業会計審議会『公開草案』を中心として」『企業会計』50巻9号, 1998.